

⑤

特 別 職 の 報 酬 等 の 額 に つ い て

(答 申)

令和 3 年 12 月 28 日

羽 村 市 特 別 職 報 酬 等 審 議 会

特別職の報酬等の額について（答申）

令和３年１０月２８日付、羽企職発第１０６０８号をもって貴職から諮問された標記の件について、慎重に審議を行った結果、諮問項目について結論を得たので、別紙のとおり答申します。

令和３年１２月２８日

羽村市長　橋　本　弘　山　様

羽村市特別職報酬等審議会

会　　長　　志田　保夫

職務代理　　笠島　弘睦

委　　員　　大和田正樹

加々美英二

小山　克也

下野　　剛

鈴木　悦子

船木　信雄

堀口　勝也

山新田　弥

（五十音順）

1 はじめに

本審議会は、羽村市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年条例第 35 号）第 2 条の規定に基づき、令和 3 年 10 月 28 日に羽村市長から、市長、副市長及び教育長の給料の額、議会の議員の議員報酬の額、期末手当の支給月数及び政務活動費の額について諮問を受けた。

前回の答申から一定期間が経過したことから、現行の報酬の額等が適正かどうか検討するよう諮問されたものであり、多角的かつ、公平で中立的な立場から活発に議論し、審議を行った。

2 審議経過

本審議会は、諮問された事項について、これまで 4 回にわたり審議を行った。

諮問事項を検討するにあたっては、現下の社会経済情勢を踏まえ、本市の財政状況、都内 26 市における報酬等の比較及び近年の改定状況、特別職としての職責や活動状況、加えて一般職職員の給与改定状況等を総合的に勘案し、適正な報酬等の水準を判断することとした。

審議にあたっては、諮問内容を①市長、副市長及び教育長並びに議員（以下、「特別職」という。）の給料及び報酬の額、②期末手当の支給月数、③政務活動費の額の 3 つに区分し、審議を行った。

(1) 特別職の報酬及び給料の額について

① 市長、副市長及び教育長の給料の額について

内閣府が令和 3 年 11 月に公表した月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さがみられる」としている。また、財務省関東財務局東京財務事務所が令和 3 年 10 月に公表した東京都分の経済情勢報告によると、「都内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、足下で緩やかに持ち直しつつある」としているものの、先行きについては不透明な状況にある。

本市の財政運営に目を向けると、説明を受けた令和元年度決算において、歳入の根幹をなす市税収入は、市内企業の業績や経営活動の影響により市民税法人分の税収が減少したことに伴い、前年度に比べ減少となった。また、財政の弾力性を示す「経常収支比率」は 100 パーセントを上回り、市民一人あたりの基金残高は 26 市中 26 位となるなど、厳しい財政状況が続いている。

このような社会経済情勢の中、市長は行政の最高責任者として、昼夜、休日を問わず精力的に行政運営に取り組んでいる。また、副市長は、市長を補佐し行政実務を統括する重要な職責を、教育長は、教育委員会の代表者として会務を総理する職責をそれぞれ果たしている。

市長、副市長及び教育長の給料の額を都内 26 市の給料の額と比較すると、本市の市長及び副市長の額はいずれも 26 市中 24 位、教育長の額は 22 位となっている。加えて、厳しい財政状況を鑑み、平成 30 年 7 月から令和 2 年 3 月まで市長は 15 パーセント、副市長及び教育長は 10 パーセント、令和 2 年 4 月からは市長が 20 パーセント、副市長及び教育長が 15 パーセントの自主的な給与削減措置を講じている。

本市の行政規模等を勘案すると、現行の給料の額は適当な水準であるとの意見、現在の市の財政状況は厳しい状況にあり、市民感情等を考慮すると現行の給料の額を据え置くことが適当であるといった意見があった。

また、市長の行政運営に関する実績を評価して給料を決定する仕組みについて検討すべきとの意見があった。

こうした意見を踏まえ審議した結果、市長、副市長及び教育長の給料月額については、据え置きとすることが適当であるとの意見集約に至った。

② 議員の報酬の額について

地方分権時代にあつて、地方自治体には自主・自立、自己決定・自己責任による行政運営が求められており、市政の両輪の一つである市議会の果たす役割と責任は、ますます重要になっている。このような状況の中、本市議会は、平成 16 年以降、7 次にわたり議会改革推進委員会を設置し、議員定数の削減をはじめ、政務活動費の透明性の確保、インターネット及び C A T V を活用した議会中継の実施、議会報の充実など、より開かれた議会の実現に向け、様々な議会改革の推進に努めている。

本市議会議員の報酬の額を都内 26 市の議員の報酬の額と比較すると、議長報酬の額は 24 位、副議長、常任委員長及び議員についてはそれぞれ 26 位となっている。

市民要望が多様化する中、市政に関し、より広範な専門的知識及び高度な識見を持つ有為な人材を羽村市議会が確保するためには報酬の額を一定程度引き上げる必要があるとの意見、また、全国的な傾向としても専門議員が増加しており、報酬とはいえ議員の生活給となっている点を考慮すると、議員報酬の額の引き上げを行うべきとの意見があった。

また、前回（平成 29 年）の審議会において、市長の給料を 100 とした場合の議員報酬の額の比率に着目し、都内 26 市の同様の数値を参考に議員の報酬の額を 2 万円から 3 万円の範囲で引き上げることが適当と答申されたところであるが、財政状況等を勘案し改定が見送られた経緯があり、その後の 4 年間で一般職員の給料が据え置かれていること、消費者物価は微増であり大きく変化していないことなどから、前回答申と同程度の引き上げが適当であるとの意見、また、市の財政状況等を考慮して段階的に引き上げるべきとの意

見があった。

一方で、平成 7 年から報酬の額を据え置いているものの、現在の市の財政状況を鑑みた場合、報酬の額を据え置くことが適当といった意見もあった。

このほか、市長等の給料と同様、議員活動の実績を評価して報酬を決定する仕組みについて検討すべきとの意見があった。

こうした意見を踏まえ審議した結果、議員の報酬の額を一定程度引き上げることが適当であるとの意見集約に至った。

(2) 期末手当の支給月数について

特別職の期末手当の支給月数は、一般職職員の特別給（期末・勤勉手当）の支給月数に準じて改定していたが、財政状況等を勘案し、支給月数の引き上げを見送られた経緯がある。

期末手当の支給月数について、一般職職員や都内 26 市の水準等を勘案すると現行の支給月数を据え置くことが適当であるとの意見があった。

一方で、現在の市の財政状況を鑑みた場合、現行の支給月数を一定程度引き下げることが適当といった意見もあった。

こうした意見を踏まえ審議した結果、期末手当の支給月数については据え置きとすることが適当であるとの意見集約に至った。

なお、一般職職員の特別給については、その時々为社会経済情勢を的確に捉えた東京都人事委員会勧告を勘案し改定しているため、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を一般職職員の特別給と同様の支給月数に改定することは、当審議会に諮らずとも合理性、納得性があるとの意見集約に至った。

一方で、議員は、非常勤職員であり兼業が可能であるなど、一般職職員とは異なることから、期末手当の支給月数については、当審議会に諮り審議することが適当であるとの意見集約に至った。

(3) 政務活動費の額について

政務活動費については、制度の透明性を確保する仕組みづくりが求められており、羽村市議会においては、政務活動費の報告書に領収書の添付を義務付け、公式サイトにおいて公表するなど透明性が確保されている。

羽村市の政務活動費の額を、都内 26 市における政務活動費の額と比較した場合、本市の行政規模等を考慮すると適当な水準であり現行の額を据え置くべきであるとの意見、また、令和元年度における執行状況は各会派によりばらつきはあるものの、議会全体としての執行率は約 60%であり、執行率を改善する必要はあっても増額する必要性は見当たらず、据え置きとすることが適当であるとの意見があった。

こうした意見を踏まえ審議した結果、現行の額を据え置きとすることが適当であるとの意見集約に至った。

3 結論

前述のとおり活発な審議を進め、総合的に判断した結果、諮問された事項について次のとおりの結論に至った。

(1) 特別職の報酬及び給料の額について

① 市長、副市長及び教育長の給料の額について

現行の額を据え置くこと。

② 議員報酬の額について

議会の議員の議員報酬の額について、次のとおりとすること。

ア 議 長	現行の 520,000 円を 530,000 円に改定 (1.92%)
イ 副議長	現行の 450,000 円を 470,000 円に改定 (4.44%)
ウ 常任委員長等	現行の 440,000 円を 460,000 円に改定 (4.55%)
エ 議 員	現行の 430,000 円を 450,000 円に改定 (4.65%)

【改定の時期】

令和 4 年 4 月 1 日

(2) 期末手当の支給月数について

現行の支給月数を据え置くこと。

なお、市長、副市長及び教育長の期末手当支給月数は、一般職職員の特別給の支給月数に準じて改定することが適当である。

また、議会の議員の期末手当支給月数は、その都度審議会に諮って決定することが適当である。

(3) 政務活動費の額について

現行の額を据え置くこと。

4 付帯意見

平成 25 年度及び平成 29 年度に開催された審議会の答申において、特別職の報酬及び給料の額を決定するにあたり、市の財政状況や人口などを指数化し、一定の基準を作成することについて議論がされたところであり、本審議会においても同様の意見があったところであるが、その作成には至

らなかったため、今後も引き続き検討していくことが必要であると考える。

こうした基準の作成や特別職の期末手当の支給月数を審議するため、審議会を常設とすることや、審議会への諮問の時期について、2年に1度とすることなどを検討されたい。

審議に使用した主な資料

【特別職報酬（給料）の状況】

- ① 羽村市特別職の報酬等の改定状況
- ② 26 市特別職報酬等一覧表（市長～議員）
- ③ 西多摩地区の特別職報酬（給料）月額
- ④ 26 市特別職報酬等比較（対市長給料月額）
- ⑤ 議員報酬の改定案
- ⑥ 26 市特別職報酬等一覧表（議長～議員）改定案
- ⑦ 26 市特別職報酬等比較（対市長給料月額）改定案

【市の財政状況】

- ① 26 市の人口・財政状況（人口・決算額等）
- ② 26 市の人口・財政状況（市債残高・積立金残高）
- ③ 令和元年度市民一人当たり市債残高・積立金残高（グラフ）

【職員人件費の状況】

- ① 羽村市職員の給与等の推移
- ② 人事院勧告（国）の推移
- ③ 東京都人事委員会勧告の推移
- ④ 東京都最低賃金の推移
- ⑤ 消費者物価指数

【政務活動費の状況】

- ① 26 市の議員数・政務活動費額
- ② 西多摩の議員数・政務活動費額
- ③ 令和元年度会派別政務調査費交付状況